

平成 26 年 1 月 28 日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 1 項ただし書きの規定に基づき申請を行なった供給約款等以外の供給条件（平成 26 年 3 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、2（料金）(1)イ，(2)イ，附則（消費税法の改正にともなう経過措置）1(1)および 2(1)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理の取扱いについては小数点以下第 3 位で、2（料金）(1)ロ，(2)ロ，附則（消費税法の改正にともなう経過措置）1(2)および 2(2)に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 2（料金）(1)イに定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
10ワットまでの1灯につき	100.82	7.47
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	155.20	11.50

(2) 2（料金）(2)イに定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
10ワットまでの1灯につき	89.60	6.64
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	137.93	10.22

(3) 2 (料金) (1)ロに定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
10ワットまでの1灯につき	円 1.204	円 0.089
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.407	0.178

(4) 2 (料金) (2)ロに定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
10ワットまでの1灯につき	円 1.204	円 0.089
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.407	0.178

(5) 附則 (消費税法の改正にともなう経過措置) 1 (1) に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
10ワットまでの1灯につき	円 98.02	円 4.67
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	150.89	7.19

(6) 附則 (消費税法の改正にともなう経過措置) 2 (1) に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
10ワットまでの1灯につき	円 87.11	円 4.15
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	134.10	6.39

(7) 附則 (消費税法の改正にともなう経過措置) 1 (2) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
10ワットまでの1灯につき	円 1.171	円 0.056
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.340	0.111

(8) 附則（消費税法の改正にともなう経過措置）2(2)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
10ワットまでの1灯につき	円 1.171	円 0.056
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.340	0.111

以上